

令和 6 年度 財政 援助 団体 等 監 査 報 告 書

(一般財団法人水戸市農業公社)

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 対象団体 一般財団法人水戸市農業公社（以下「公社」という。）

(2) 所 管 課 産業経済部農政課

(3) 監査の範囲

ア 令和5年度に執行された事業運営に係る出納その他の事務

イ 令和5年度に市が交付した運営補助金（41,658,000円）に係る出納その他の事務
ただし、必要に応じて他の年度分についても監査の対象とした。

3 監査の期間

令和6年9月30日から令和6年11月26日まで

4 監査の着眼点

監査に当たっては、水戸市監査基準にのっとり、対象団体における財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを主眼とし、次の項目について、重点監査項目として特に留意して監査を実施した。

(1) 対象団体

ア 決算諸表等は、公益法人会計基準等に準拠して作成されているか。

イ 会計経理及び財産管理は適切か。

ウ 補助金が補助対象経費以外に流用されていないか。

(2) 所管課

ア 団体に対する指導監督は適切に行われているか。

イ 補助金の交付手続等は適切か。

5 監査の主な実施内容

監査の対象とした書類について、関係書類の閲覧、担当職員からの説明聴取等により監査を実施した。また、11月26日には、監査委員室において対象団体及び所管課の関係職員から説明を聴取し、質疑を行った。

6 監査の結果

1から5までのとおり監査した限り、重要な点において、対象団体における財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められた。しかしながら、「7 意見」「8 指摘事項」に記載したとおり、検討又は改善を要すべき事項が見受けられたので、適切に措置を講じられたい。

7 意見

公社では、主要事業の一つである乳製品事業について、乳製品製造施設の移転整備を行い、令和5年度から新施設での乳製品の製造を開始し、生産性を向上させるなど機能充実を図ったところであり、令和5年度の乳製品販売収益は令和4年度と比較して増加している。

今後は、引き続き乳製品販売における商工・観光団体や他市との連携に努めながら、市内外のイベントへの出店を行うとともに、製造したチーズの取扱店の拡充に向けて新たなPR方法を開発するなど、更なる収益の増加を図るため、積極的な営業活動に一層取り組まれない。

(一般財団法人水戸市農業公社)

8 指摘事項

(1) 契約事務について

ア 公社の財務会計規程では、「随意契約の方法による場合は、あらかじめ契約をしようとする予定価格を定め、なるべく2人以上の者から見積書を徴しなければならない」とされており、また、「契約事務の処理については、水戸市の例による」と定められている。

森のシェーブル館に係るロゴマークデザイン作成委託、冷凍機保守点検契約及び機器移設配管工事について、次のとおり規程に定める事務処理がされていなかった。

(ア) 予定価格を定めていなかった。

(イ) ロゴマークデザイン作成委託については、見積書を徴していなかった。

(ウ) 水戸市の例によると、契約書の作成を省略するときは、契約の相手方から請書を徴さなければならないが、請書を徴していなかった。

(一般財団法人水戸市農業公社)

イ 公社の財務会計規程では、「契約事務の処理については、水戸市の例による」とされていることから、原則として水戸市と同様に処理することが求められる。

しかし、水戸市の契約事務は、地方公共団体に適用される法令等に基づき処理されているものであるため、公社において同様に処理することが難しい場合もある。

公社の財務会計規程では、「これにより難いと認めるときは、別に定めるところにより処理することができる」とされていることから、別に契約基準を設けて運用している他の外郭団体の事例を参考にしながら、事務局体制や業務量等に応じた契約事務の処理基準を整備することについて、検討されたい。

(一般財団法人水戸市農業公社)

(2) 帳簿等について

ア 公社の財務会計規程に定める帳簿等のうち「借入金台帳」について、規程に定める様式では、「借入先」や「利息」等を記録することとされているが、規程に定める様式と異なった様式を使用しており、その記録がなかった。

(一般財団法人水戸市農業公社)

イ 公益法人会計基準では、財務諸表には、当該事業年度末現在で保有する固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高を注記しなければならないとされているが、令和５年度決算の財務諸表に注記された固定資産の取得価額及び減価償却累計額に、令和５年度中に除却した固定資産に係る金額が含まれていた。

(一般財団法人水戸市農業公社)

令和 6 年度 財政援助団体等監査報告書

(一般財団法人水戸市公園協会)

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 対象団体 一般財団法人水戸市公園協会（以下「協会」という。）

(2) 所管課 都市計画部公園緑地課

(3) 監査の範囲

ア 令和5年度に執行された事業運営に係る出納その他の事務

イ 令和5年度に市が交付した運営補助金（24,766,942円）に係る出納その他の事務

ウ 令和5年度に執行された都市公園及び児童遊園の管理に係る出納その他の事務
ただし、必要に応じて他の年度分についても監査の対象とした。

3 監査の期間

令和6年9月17日から令和6年11月11日まで

4 監査の着眼点

監査に当たっては、水戸市監査基準にのっとり、対象団体における財政的援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを主眼とし、次の項目について、重点監査項目として特に留意して監査を実施した。

(1) 対象団体

ア 決算諸表等は、公益法人会計基準等に準拠して作成されているか。

イ 会計経理及び財産管理は適切か。

ウ 補助金が補助対象経費以外に流用されていないか。

エ 公の施設の管理に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づく義務の履行は適切に行われているか。

オ 公の施設の管理に係る会計経理は適切か。

(2) 所管課

ア 団体に対する指導監督は適切に行われているか。

イ 補助金の交付手続等は適切か。

ウ 協定書には、必要事項が適正に記載されているか。

エ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

5 監査の主な実施内容

監査の対象とした書類について、関係書類の閲覧、担当職員からの説明聴取等により監査を実施した。また、11月11日には、監査委員室において対象団体及び所管課の関係職員から説明を聴取し、質疑を行った。

6 監査の結果

1 から 5 までのとおり監査した限り、重要な点において、対象団体における財政的援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められた。しかしながら、「7 意見」「8 指摘事項」に記載したとおり、検討又は改善を要すべき事項が見受けられたので、適切に措置を講じられたい。

7 意見

協会で管理を受託している公園のうち、植物公園における令和 5 年度の利用人数及び収入金額は、令和 4 年度と比較して減少している。植物公園における入園料や喫茶等の収入は協会の自主財源となるものであることから、利用人数の増加に向けて、リニューアルした温室のほか、未来に残すべき園芸文化遺産として認定された梅の品種のコレクションなど、植物公園ならではの魅力や特色を生かした広報に積極的に取り組まれない。

(一般財団法人水戸市公園協会)

8 指摘事項

(1) 物品について

協定書の仕様書によると、指定管理者が指定期間中に管理経費により購入した物品は水戸市の所有に属するものとされているが、令和 5 年度に購入した 5 万円以上の物品について、協会が公園緑地課に報告しているにもかかわらず、公園緑地課では市の物品として登録していなかった。

(公園緑地課)

(2) 帳簿等について

協会の財務会計規程では、「協会に係る業務を記録し、計算し、及び整理するため、帳簿及び帳票類を備えなければならない」とされているが、規程に定める帳簿等のうち、「基本財産台帳」及び「特定資産台帳」を備えていなかった。

(一般財団法人水戸市公園協会)

(3) 時間外勤務について

協会の給与及び旅費規程では、「給与及び旅費の支給方法は、水戸市職員の例による」とされている。水戸市においては、管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日に勤務した場合は管理職員特別勤務手当を支給することとされており、時間外勤務手当を支給することはできないが、協会では、管理職員に対し、時間外勤務手当を支給していた。

(一般財団法人水戸市公園協会)

令和 6 年度 財政 援助 団体 等 監 査 報 告 書

(一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンター)

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の対象

- (1) 対象団体 一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）
- (2) 所 管 課 産業経済部商工課
- (3) 監査の範囲
 - ア 令和5年度に執行された事業運営に係る出納その他の事務
 - イ 令和5年度に市が交付した運営補助金（30,484,000円）に係る出納その他の事務ただし、必要に応じて他の年度分についても監査の対象とした。

3 監査の期間

令和6年6月3日から令和6年11月26日まで

4 監査の着眼点

監査に当たっては、水戸市監査基準にのっとり、対象団体における財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを主眼とし、次の項目について、重点監査項目として特に留意して監査を実施した。

- (1) 対象団体
 - ア 決算諸表等は、公益法人会計基準等に準拠して作成されているか。
 - イ 会計経理及び財産管理は適切か。
 - ウ 補助金が補助対象経費以外に流用されていないか。
- (2) 所管課
 - ア 団体に対する指導監督は適切に行われているか。
 - イ 補助金の交付手続等は適切か。

5 監査の主な実施内容

監査の対象とした書類について、関係書類の閲覧、担当職員からの説明聴取等により監査を実施した。また、11月26日には、監査委員室において対象団体及び所管課の関係職員から説明を聴取し、質疑を行った。

6 監査の結果

1から5までのとおり監査した限り、重要な点において、対象団体における財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められた。しかしながら、「7 指摘事項」に記載したとおり、検討又は改善を要すべき事項が見受けられたので、適切に措置を講じられたい。

7 指摘事項

(1) 現金の管理について

センターの財務会計規程では、「現金は、小口支払に充てる手持ち現金（以下「小口現金」という。）以外は、金融機関に預け入れておかなければならない」とされている。センターでは、小口現金として10万円を保管しているが、このほかに、年間の交際費用として、交際費の勘定科目から5万円を支出し、現金で保管していた。

また、交際費用として保管している現金を、釣銭用現金としても使用していた。

現金管理の明確化を図るため、交際費の支払には小口現金を活用するとともに、釣銭用の現金を別に保管できるよう、管理方法の見直しを検討されたい。

（一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンター）

(2) 金券類について

郵便切手及び収入印紙は、郵便切手・収入印紙出納簿に記録して管理しなければならないが、出納簿に記録していないものがあった。

（一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンター）